

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業 者 名	住 所
寺井建設株式会社	野付郡別海町別海130-18

2 指名停止期間

建設工事 土木一式、建築一式、とび、ほ装、水道施設

平成27年9月19日～平成27年10月2日（2週間）

3 指名停止措置の範囲：北海道森林管理局管内

4 指名停止の理由

本件は、一般工事の工事現場において、小型移動式クレーン仕様ドラグショベル（吊り上げ荷重2.9トン）を用いて重量約1トンの土のうの吊り上げ作業を行っていたところ、落下した吊荷（土のう）の下敷きになり、作業員1名が死亡する事故を発生させ、労働安全衛生法違反により罰金刑が確定した。これにより、北海道開発局では平成27年9月9日～平成27年9月22日（2週間）までの指名停止措置となった。

このことは「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者の事故）に該当する事実があるため。

〈参考〉

「工事請負契約指名停止等措置要領」（抜粋）

昭和59年6月11日 59林野第156号 林野庁長官通知  
【最終改正】 平成27年4月15日 27林政政第636号

別表第1 当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準

措 置 要 件	指名停止の期間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者の事故） 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2ヶ月以内

【問い合わせ先】

林野庁 北海道森林管理局 経理課  
直 通：011-622-5214  
担当者：主計係（内線307）